

NPO ひかり後見支援員養成研修について

先の第41回理事会（平成28年1月25日）にて承認された後見支援員資格認定に関して、養成研修実施要綱（案）を作成した。また、NPO ひかり後見支援員として活動するにあたっては、まだまだ、待遇や役割、業務形体など今後、変更・改善・廃止等を行っていくものとする。

後見支援員 養成研修実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、NPO ひかりが法人後見人として、次代を担う人材の育成を進めていくため、そして、後見支援を必要とする人々の安心・安全、また、幸福に暮らせる環境の構築に寄与するため「後見支援員」の養成を実施する。

（名称）

第2条 この事業の名称は、後見支援員養成研修（以下「研修」という。）とする。

（事業者）

第3条 この研修の事業者は、特定非営利活動法人 NPO ひかりとする。

（研修責任者）

第4条 この事業における責任者は NPO ひかり代表理事（以下「代表」という。）とする。

（研修課程）

第5条 この研修は成年後見制度に伴う全般の研修をすることとする。

（実施場所）

第6条 この研修の実施場所は次のとおりとする。

講義：状況に応じて NPO ひかりが決定する。

演習：状況に応じて NPO ひかりが決定する。

実習：特別養護老人 三芳光陽園

障害支援施設 豊岡光生園

居宅支援事業所 ケアホーム COCO

通所生活介護事業所 太陽のしずく

その他実習に適する施設

（研修期間）

第7条 この研修の期間は概ね3ヶ月とする。ただし、実習等による多少の変更がある。

（研修カリキュラム）

第8条 この研修カリキュラムは別紙に基づくものとする。

（講師）

第 9 条 この研修の講師は、成年後見制度に係る身上監護・財産管理、社会福祉法、その他の関係法に熟知する者を選任する。

(研修終了の認定方法)

第 10 条 この研修の全課程を修了し、講義・実技・実習ごとの効果測定を適正に修了したものを養成研修修了者として認定する。なお、受講者がやむをえない事情により研修の一部を受講できなかった場合、補講等により、同等の知識が得られた場合には研修修了者と認定する。

又、効果測定を行ない合格点に到達しない場合、再度効果測定をし合格点に達するまで指導を行なうこととする。(暫定、小論文 400 字以上 800 字以内)

(修了証書の交付)

第 11 条 前条により認められた修了者には代表より終了証書を交付するものとする。

(修了証書の再交付)

第 12 条 修了証書の再交付は別紙申請書に基づき、代表が認めた者に限り発行するものとする。

(受講資格)

第 13 条 この研修の受講資格要件は、以下の通りとする。

- ① NPO ひかり運営会員であり、後見支援員として奉仕による支援業務することを希望する者のうち、過去に特定非営利活動法人 NPO ひかりの役員経験を持ち、専ら後見支援を担当した者。
- ② NPO ひかり運営会員であり、後見支援員として奉仕による支援業務することを希望する者のうち、代表に承認された者。
- ③ 賛助会員、又は、それ以外で後見支援員として奉仕による支援業務することを希望する者で、そのうち、研修終了までに運営会員となる事ができる者。

(受講手続)

第 14 条 この研修を受講希望するものは、NPO ひかり事務局にて手続きするものとする。

(受講決定)

第 15 条 この研修の受講決定は、可否ともに代表名により通知するものとする。

(受講料及び実習費)

第 16 条 この研修の受講料は暫定無料とする。ただし、施設使用料・交通費・テキスト代・飲食代等は自己負担とする。

(委 任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この研修に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

